

知っ得!身近な消費生活相談5

契約って どういうもの?の巻



私達は、日常生活の中で様々な契約をしています。日々の買い物も全て契約です。契約とは、「法的な責任が生じる約束」のことで、当事者双方の合意によって成立します。

これだけは覚えておいてね!

ポイント1：契約は**口約束でも成立**します
 ポイント2：契約が成立すると、正当な理由がない限り**一方的に解約することはできません**

〈契約を解約できるのはどんなとき?〉

- ・クーリング・オフ制度
訪問販売等、消費者に不意打ちとなる取引は、いったん契約した場合でも一定期間(訪問販売は8日間)契約を解除できます
- ・未成年者契約の場合
- ・勧誘方法に問題のある場合
不安をあおられた、相手にだまされたり脅されたりした、「帰りたい」と言ったのに聞き入れてくれなかった等、不当な勧誘により契約させられた

クイズ

①～④のうち、契約が成立したのはいつでしょう?



〈こたえ：②〉

契約は口約束でも成立するので、②の時点で契約成立です。また、店舗に自ら出向いて契約しているので、この場合、一方的に解約することはできません。

安城市消費生活センターでは、「消費生活」にまつわる様々な相談をお受けします
一人で悩まず、まずはお電話を! 安城市消費生活センター(☎(76)7749)

第40回

安城市民大学

会場 市民会館
午後2時開演

チケット販売

自分らしく生き生きと歩むために～聴こう!学ぼう!挑戦しよう!～

9/13(日)



あまた たけし
天達 武史氏
(気象予報士)

ちょっと変かな?
最近の天気
～天気の人から見た
異常気象と気象災害への備え～

9/27(日)



やなぎさわ ひでお
柳澤 秀夫氏
(ジャーナリスト・元NHK解説委員)

テレビが伝えるもの
～世界を目撃した40年～

10/3(土)



みどり ちか
翠 千賀氏
(オペラ歌手・テレビ東京「THEカラオケ★バトル」優勝)

素晴らしき
オペラの世界!
～カラオケ女王の
魅惑の歌声♪～

- ・ 6月6日(土)午前9時から市民会館窓口にて
 - ・ 全席指定 1500円(税込) 障害者 1350円(全3回)(証明できるものの提示が必要)
 - ・ 1人4枚まで
 - ・ 発売初日(6月6日(土))は窓口のみの取扱い。席の指定はできません。
 - ・ 1講座ごとの購入はできません
 - ・ 電話予約は残券がある場合のみ、6月7日(日)午前9時から
 - ・ 未就学児の入場は不可
 - ・ 車いす席、手話通訳・要約筆記が必要な人は5月30日(土)から直接か電話で受付
- 問合せ▶市民会館(☎(75)1151)